

長野市監査委員告示第11号

地方自治法第 199条第12項及び第 252条の38第 6 項の規定に基づき、長野市教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成29年10月11日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	三井経光
同	池田清

## 措置の通知書

平成28年度 定期監査（中期・後期）（28 監査第 241 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p>長野市契約規則第 28 条では、随意契約の相手方は、特別な場合を除き、有資格者名簿に登載された者のうちから定めなければならないとされているが、例外として、長野市物品等供給契約の競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱第 12 第 2 項に該当する場合は有資格者名簿によらないで契約の相手方を選定することができる」とされている。</p> <p>大岡支所・大岡基幹集落センター、戸隠支所前公衆トイレ、松代公民館清野分館外 2 分館及び大岡公民館の清掃業務委託契約において、同要綱の規定に該当しないにもかかわらず、有資格者名簿に登載のない者を選定し、契約していた。</p> <p>規則等に基づき、適正な契約事務をされたい。</p> <p style="text-align: right;">（松代公民館・大岡公民館）</p>	<p>松代公民館清野分館外 2 分館及び大岡公民館の清掃業務委託契約については、平成 29 年 4 月 1 日から、有資格者名簿に登載されている者を選定し契約することで、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（松代公民館・大岡公民館）</p>